

法政大学学術機関リポジトリ

HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2025-02-05

司法省指令／後見ニ関スルモノ

(発行年 / Year)

1910

司沔省指令
後見ニ関スルモノ

十九年

一 四月二十七日 東京府伺ニ對スル指令 親屬ノ協議ヲ經タル以上ハ甲者ハ乙者ノ後見人トシテ乙者所有ノ地所建物賣讓渡ノ未トナリ又丙者ノ後見人トシテ該地所建物ノ買讓受主トナルヲ得ヘシ
賣買讓渡証文ノ公証ヲ拒絶スルコトヲ得ズ

二 四月二十九日 山形縣 先代戸主タル尊族親身代限ノ処分ヲ受ケ未タ返償ヲ終ヘサレトキ隱居シ其跡ヲ相續シタル後戸主幼少ニ付其隱居後見致候義ハ不苦樣認候得共戸主アラサル尊族ニテ身代限リノ處分ヲ受ケ未タ辨償ヲ終ヘサル中後見致候義モ不苦假ヤ前奔不苦義ニ候ハ、甲家ノ戸主身代限ノ処分ヲ受ケ辨償未濟中乙家卑幼ノ後見致候義モ不苦假ヤ
伺之趣而奔トモ親族協議ニテ撰定スル上ハ後見為致苦シカラス

三 十月六日 静岡 追テ法律制定迄後見人ノ名印ノミヲ以テスルモ又ハ幼戸主連署スルモ其地方ノ慣習ニ依リ各自ノ適宜ニ任カスト雖モ幼戸主ノ連署ハ効力ヲ有セサルモノト

ス
後見人ノ部理代人ハ親族協議ヲ為サスニテ
委任スルヲ得總理代人ハ親族協議ノ上タ
リトモ委任スルコトヲ得ス

四 十月八日 兵庫 後見人ノ撰定ハ内外親戚ノ
協議ヲ要ス其協議ニ至ラサルモノハ裁判所
ノ處分ヲ求メシムル儀ト心得ヘシ

五 十一月十九日 山形 後見人撰定ノ儀假令親
族協議ニ名以上ノ連署ヲ以テ届出ツルモ幼
戸主ノ尊族連署ナキモノハ戸長ニ於テ受理
セサルモノト心得ヘシ從前受理シタル届書
ハ却可セシムルニ及ハズ尊屬親又ハ親族等
ヨリ不當ノ届ナルヲ申出タルトキハ裁判
所ノ處分ニ任カスヘキモノトス

從前受理シタル届書ハ却下セシムルニ及ハ
サルニ付此ノ如キ後見人カ為シタル調印ハ
有效トシ公証ニ関スル調印タリトモ之ヲ引
直サシムルニ及ハズ
止ムヲ得サル事由アリ協議ヲ遂ケ難キ場合
ヲ除クノ外假令親族ハ多数ナルカ又ハ遠隔
ナルモ被後見人ノ利益ニ関スル親族ハ總テ
協議ヲ要スヘキモノトス親族ノ協議整ハサ
ル場合ハ裁判所ノ處分ニ委スル義ト心得ヘ
シ

父又ハ祖父ハ幼戸主ノ後見人トナルニハ親族ノ協議ヲ要セス母又ハ祖母ニ於テハ親族協議ノ上連署届出サスヘシ

六

十二月一日 愛知 御省御達ニ基キ不動産賣買譲渡貸入書入等ノ證書又ハ願書ニハ親族連署ノ上ニアラサレハ戸長ニ於テ其公證ヲ與ヘサル儀ニ有之候處動産中ト雖モ無記名公債證書(記名公債証書ハ不動産ニ準スル者)又ハ株券等柱々巨額ノモノアリ此ヲ後見人ノ一判ヲ以テ取計ヒ得ルハ不可ナルヲ以テ不動産ニ準ジ必又親族連署ヲ致サセ其旨管内ニ令達シ尚他府縣ヘモ右ノ趣旨告示ノ儀照會致差支無之ヤノ旨ニ對シ左ノ指令ヲ與ヘタリ

伺之趣 追テ法律制定迄徒前ノ通心得ハ
立案ノ理由ハ後見人職務權限ニ係ル事項ハ
地方官ニ於テ令達告示等ヲ以テ定メ得ヘキ
モノニ非サルハ勿論動産ニ付後見人ノ取扱
ニ制限ヲ立ツルハ立法上ノ問題ナラヲ以テ
追テ民法制定迄ハ姑ク從來ノ通案置方可然
ト言フニアリ

七

十二月十四日 愛知縣知事ハ民事局長ヨリ回答
後見人ハ幼者ノ代理ヲ為スモノナルヲ以テ

二人並立シテ事務ヲ行ハシムルトキハ處分
權統一セス却テ齟齬扞格ノ患ヲ醸生スルノ
恐アルヲ以テ御聞届難相成儀ト存候

八

十二月二十二日 富山、親族無之乎或ハ有之
モ未丁年者ナルトキハ其所村戸長ヲシテ適
宜後見人ヲ揆定セシメテ可ナリ而シテ幼戸
主所有ノ不動産賣讓渡書質入等ノ場合ニ後
見人ノミ署名セシ證書ニ對シ戸長ニ於テ公
証有與致シテ可ナリ

壬午九

一月廿七日 山口、後見人二名以上ヲ揆定ス
ルハ不相成義ト心得ヘシ

十

十二月三日 静岡、後見人ハ其後見ヲ受クル幼
年者ト動産不動産ヲ不問相互ニ賣買ノ契約
ヲ為スヲ得サルモノナリト雖モ既ニ賣渡シ
タル物品ヲ為引戻候儀ハ裁判所ノ處分ヲ仰
カシム可キ儀ト心得ヘシ

上

二月四日 静岡、後見人ト同居ノ子弟親族ニ
限り被後見者ト互ニ賣買讓與不相成義ト心
得ヘシ

十二

五月十二日 滋賀、幼者ニ後見人ヲ附スル義
ニ付テハ追テ法律制定迄従前ノ通

三 七月二十三日 東京 女戸主タル盲人ヲ後見
人ト認メテ可然

四 九月七日 山梨 身代限ノ處分ヲ受ケ負債ノ
辨償ヲ竟ヘサル者タリトモ親族協議ニテ撥
定スル上ハ後見人又ハ管財人トナルヲ得
ル義ト心得ヘシ

五 九月九日 福島 幼戸主ノ後見人ヲ撥定セル
ニ當リ親戚貧窮ニシテ相當ノ者モ無之又他
人ハ依頼スルモ承諾無之場合ニ於テハ戸長
ヲシテ適宜後見人ヲ撥定セルルヲ得
法典調査會
伯叔母及ヒ姉ハ後見人トナルヲ得サルモ
ノトス

六 九月廿一日 東京府書記官ニ民事局次長ヨリ回
答

貸附金負債者幼稚ナルヲ以テ本人父後見メ
リニ處此程該後見人癡狂セリ右ハ既ニ其後
見タルノ資格ヲ失シタル者ト看認メ更ニ後
見人撥定セシム可キ儀ト存候ヘ共為念及御
問合トノリニ對シ御見込ノ通ト回答セリ

七年 七月 山梨 平民ニシテ幼少ノ者ヲ戸
主トナシ家族ニ於テ補佐シ一定ノ後見人ヲ

置クヲ欲セサルモノアリ右等ハ必スシモ之
ヲ置カシムルニ及ハサル儀ニ候哉トノ伺ニ
對シテノ指令
伺之趣不得止事故アルモノ、外必ス後見人
ヲ立テシムヘキト心得可シ

六

八日無 東京(同日附ハ四月廿一日) 戶主 瘋癲病
ニ係リタルニ付其妻ヲ以テ後見人ト定ムル
旨親族連署ノ上届出ノ者有之右ハ他ニ相當
ノモノ無之場合ニ於テハ其届出ヲ受理可
然哉
伺之通

法典編查會

九

五月十六日 東京 身代限ノ處分ヲ受ケ又ハ
身代限ノ處分ヲ受ケ負債ノ辨償ヲ終ヘサル
者ト雖モ親族協議ノ上之ヲ後見人ト為サン
コトヲ届出ツルニ於テハ聞届ケ若シカラズ

十

十二月十一日千葉縣書記官ヘ民事局長ヨリ回
答
後見人ト同居ノ子弟親族ニ限り被後見人ト
互ニ賣買讓與質入書入等不相成義ト致思考
候

十一

四月四日 愛知 親戚等ハ固辭スル場合ハ戶
長ヲ以テ適宜後見人ヲ擇定セシメ尚其擇定

ニ應スル者無之片ハ更ニ事情ヲ具シ伺出ヘシ

三

四月三十日 静岡 戸主幼少ニ付同人寡獨ノ

母へ入夫ヲ迎へ後見人ト致度願出候ニ付聞

届可然哉

幼戸主へ入夫ヲ迎願ノ件ハ事情止ヲ得サル

モノニ付聽許苦シカラス

三

五月廿八日 静岡 戸主ノ母へ入夫ヲ貰受ケ

度旨願出候石ハ後見ノ為メ入籍セシムルモ

ノニシテ事情止ムヲ得サルモノト認メ候間

聽許致可然哉ニ對シ

法典編會

ハ夫願ノ件聽許苦シカラス

三

六月廿日 静岡 戸主ノ母へ後夫ヲ迎へ後見為致

義願出ノ趣キ寡婦へ入夫ノ儀聽許シ苦シカ

ラス

三

六月六日 愛知縣知事へ民事局長ヨリ回答

十五歳以上二十歳以下ノ者ニテ家督ヲ為ス

者ト雖モ親戚ノ評議見込アル者ニ限り當初

ヨリ後見人ヲ設ケサルモノナリ其事由ヲ戸

長ニ届出サシムヘシ又其他同上ノ幼年者ニ

シテ家督ヲ為シ後見人ヲ届出サルトキハ一

應區戸長ニ於テ事實取亂シ必ズ後見人ヲ撰

定届出サレハキ手御問合ノ趣凡テ御意見
ノ通

三六

日無 内務省ヨリ協議六月一日ノ日附ヲ以テ
徳嶋縣知事ヨリ内務司迄西大臣へ伺ニ付キ
継母ヲ後見人ト為ス届ハ其儘受理シ親族中
異議アルモノハ裁判處公ヲ受ケレハシ

三十七

九月二十七日 富山 女戸主幼年ナルヲ以テ
一家族ニアル叔父後見人トナリシモ尙家計
上支支ノ産アルヲ以テ該叔父(女戸主ノ)ヲ女
戸主ノ相續人ト為シ家名ヲ讓渡ノ儀親戚協
議ヲ以テ出願スルモ許可スヘキ限りニ無之

法律顧問

ヤ

伺之通

三八

十月二十三日 東京府知事へ民事局長ヨリ回答
實父又ハ實祖父ニ於テ後見人トナルハ親
族ノ協議ヲ要セス實母又ハ實祖父母継父母
ニ於テハ親族ノ協議ヲ要スヘキ義ト致思考
候

三九

二月十七日 京都 生母タル父ノ妾ハ親族協
議ノ上ニアラサレハ後見人タルヲ得サルモ
ノトス
生母ヲ後見人ト為スニ付キ親族協議程ハサ

ルトキハ裁判所ノ處公ヲ受ケシムヘキモノトス

三十

四月十七日 山口 幼者ニ後見人ヲ付スル旨

ハ追テ法律制定迄迄前ノ通

後見人カ幼者ノ為メ不利益ナル事ヲ悟リタ
ルトキハ最初之ヲ撥定セシ父母又ハ親族ニ
於テ之ヲ改選スルヲ得若前ノ後見人解任ヲ
肯セサルトキハ裁判所ノ處公ヲ仰カシムヘ
キモノトス

三十一

七月三十一日 岡山 被後見者所有ノ動産不

動産ヲ被後見者之父ノ遺言アリト唱ヘ遺書

法典編查會

アリ確實ナルモノト認ケル場合ニ於テ親族
協議相整フ上ハ之ヲ後見人ニ賣渡シ讓與ス
ル不若哉ノ件ハ親族ニ於テ遺言ヲ執行スル
ニ出タルモノハ見込ノ通

三十二

九月十八日 山口 龍岬盲者ト雖モ人事ヲ辨

知シ得サルモノノ外ハ後見人ヲ置可カラサ
ル筈ト心得ヘシ

三十三

十二月二十七日 東京 後見人カ其後見ヲ為

ス幼者ヲ退カシメ若リハ其幼者單身ナル場
合ニ於テ幼者ヲ他ノ養子女ト為ス等ノ目的
ヲ以テ其家ヲ廢スルカ如キハ假令親族ノ叶

議ヲ以テスルモ不相成義ニ俟哉ノ伺ニ對シ
伺之通

漢典綱查書

三十四年
三十四

一月廿七日長崎縣知事(氏)事白長日(回)答

身作限、處分(り)更(り)未(し)辨(べ)債(づ)義(ぎ)務(む)ヲ終(つ)へ
かん(ん)こ(こ)レ(レ)テ(テ)初(はつ)年(ねん)入(い)る(る)、後(のち)見(み)入(い)る(る)ト(ト)爲(な)る(る)ト(ト)リ(リ)湯
へ(へ)申(ま)す(す)、件(けん)在(あ)り(り)御(ご)見(み)解(げ)し、通(つう)親(しん)族(ぞく)協(きょう)謙(けん)上(じやう)
ト(ト)申(ま)す(す)其(その)成(なり)成(なり)三(さん)人(にん)ト(ト)思(おも)ふ(ふ)ス

三十五

三月十六日愛知縣知事(氏)事白長日(回)答

初(はつ)年(ねん)入(い)る(る)旨(よ)申(ま)す、母(はは)後(のち)見(み)入(い)る(る)件(けん)右(みぎ)ト(ト)親(しん)族(ぞく)協(きょう)謙(けん)上(じやう)布
出(で)ん(ん)ト(ト)述(のたま)ふ(ふ)可(よ)相(あ)成(なり)美(み)五(ご)十(じゆ)年(ねん)執(と)思(おも)ふ(ふ)ス
十月(じゆ)日(にち)無(む)東(とう)京(きやう)家(け)務(む)志(し)、後(のち)見(み)入(い)る(る)附(つ)之(これ)ト(ト)思(おも)ふ(ふ)ス
又(また)申(ま)す(す)ト(ト)此(こ)れ(れ)ト(ト)云(い)ふ(ふ)

三十六

拾(しゆ)令(れい)月(げつ)日(にち)無(む)同(どう)日(にち)附(つ)之(これ)ト(ト)十月(じゆ)十八(じゆ)日(にち)東(とう)京(きやう)府(ふ)知(ち)事(じ)

三十七

日(にち)内(うち)務(む)司(し)法(はふ)西(せい)大(だい)臣(ぢん)ト(ト)同(どう)

後(のち)見(み)入(い)る(る)ト(ト)於(お)於(お)初(はつ)年(ねん)入(い)る(る)旨(よ)申(ま)す(す)件(けん)右(みぎ)ト(ト)申(ま)す(す)若(わか)し

法(はふ)西(せい)大(だい)臣(ぢん)

去年(こぞ)十二月(じふ)廿(にじ)七(しち)日(にち)(三(さん)十(じゆ)三(さん)日(にち)付(つ)拾(しゆ)令(れい)月(げつ)第(だい)一(いつ)号(ごう)之(これ)上(じやう)女(によ)親(しん)戚(せき)又(また)其(その)初(はつ)年(ねん)入(い)る(る)旨(よ)申(ま)す(す)若(わか)しト(ト)分(ぶん)家(け)ノ
主(しゆ)ト(ト)シ(し)テ(テ)一(いつ)家(け)維(い)持(ぢ)相(あ)成(なり)者(もの)矣(や)宜(よろ)敷(敷)第(だい)一(いつ)退(たい)身(しん)也(や)
レ(レ)ト(ト)是(ぜ)モ(も)ノ(ノ)又(また)遺(い)囑(しよ)景(けい)見(み)ヒ(ヒ)テ(テ)迄(いた)ル(る)シ(し)之(これ)モ(も)ノ
「若(わか)し」初(はつ)年(ねん)其(その)他(た)ノ(ノ)入(い)る(る)旨(よ)申(ま)す(す)ト(ト)シ(し)テ(テ)資(し)産(さん)ヲ(ヲ)シ(し)テ(テ)扶(たす)け
賜(たま)は(は)る(る)ア(ア)ラ(ラ)ズ(ズ)到(いた)底(てい)内(うち)務(む)司(し)法(はふ)西(せい)大(だい)臣(ぢん)ト(ト)同(どう)日(にち)爲(な)る(る)爲(な)る(る)
メ(メ)廢(はい)産(さん)ノ(ノ)上(じやう)縁(えん)組(ぐみ)若(わか)しト(ト)一(いつ)體(たい)同(どう)セ(せ)ト(ト)シ(し)テ(テ)ハ(ハ)モ(も)ノ(ノ)
如(ごと)ク(ク)申(ま)す(す)情(じやう)已(いま)ム(ム)得(え)サ(サ)ン(ン)ト(ト)申(ま)す(す)付(つ)キ(キ)特(とく)ニ(ニ)廢(はい)産(さん)
ノ(ノ)係(けい)聽(てい)評(ひやう)不(ふ)善(ぜん)哉(や)ト(ト)討(たつ)レ

知(ち)者(もの)ノ(ノ)家(け)ノ(ノ)廢(はい)産(さん)ヲ(ヲ)申(ま)す(す)件(けん)第(だい)一(いつ)号(ごう)三(さん)月(げつ)九(く)日(にち)拾(しゆ)令(れい)月(げつ)第(だい)一(いつ)号(ごう)
拾(しゆ)令(れい)月(げつ)第(だい)一(いつ)号(ごう)三(さん)月(げつ)九(く)日(にち)拾(しゆ)令(れい)月(げつ)第(だい)一(いつ)号(ごう)ト(ト)シ(し)テ(テ)ハ(ハ)モ(も)ノ(ノ)

所(ところ)ニ(ニ)但(ただ)書(か)す(す)但(ただ)其(その)情(じやう)已(いま)ム(ム)得(え)サ(サ)ン(ン)ト(ト)申(ま)す(す)限(かぎ)り(り)親(しん)
族(ぞく)協(きょう)謙(けん)上(じやう)ノ(ノ)上(じやう)一(いつ)體(たい)評(ひやう)善(ぜん)シ(シ)ヨ(ヨ)ス(ス)

二十五年
三十八

一月日 壹 吾川 廿八日 母ト祖母ト限リ親睦

三十九

一月日 壹 妻知縣知事代書記官、謝禮与
長ク、回答

身身 戸多トシテ老衰 精神 痴病ト何限

シ名ト後見人ト付ス、件御見解、通リ痛

ニ願白ス、壹能カ者ト傳シト後見人ト付ス

ハニニ事乃支ナリト云ト思考ス

四十

三月日 壹 妻知縣知事、謝禮与長ク回答
丁年ト上ノ戸多健亡病ト惟リ後見人ト設スル

ト届出ツルモノアリ者ハ疾病夫ト云ト能カアル

ト、ハ後見人ト設定ス、ト限リト壹ト被付交得

共實際該病ト者メ以テ上ノ事無後見人若ク

アリト親戚連署府醫師改訂書相係届出ツル

ト、ハ實際カレメ不善哉、對シ

御見解、通リ

四十一

四月日 壹 埋根縣知事、謝禮与長ク回答
母祖母後見人ト為ル、夫、有壹ツ内ハサレハ

件内合、越テ前々、母祖母ト只祝儀去、

有壹ツ内ハ、子孫、後見人ト為ル、得、ハ、

ト思考ス

四十二

五月日 壹 東京、疏亡癩病、人戸多ト其妻
ト、ハ後見人ト為ス、ト、ハ、ト、ハ、ト、ハ、

何、通

四十三

七月日 壹 東京、後見人自己、費付リ、他人
ト、ハ、財產管理人ト、ハ、格別更ニ、財産管理

人々習ふに相成らん義し心厚へし

十月日書東至、後見人々更改こと際し親睦
ノ城懐ヲ以テ之ハ止、前復見人、承テ
得ハ人々之ヲ文ナシ但前後見人、於テ解
ヲ書セカントトテ裁判處方々御カシム

十一月日書大阪御入書、母ノ復知志、後見人

ト考ル手續、開レ明ク十五年携懸向、
對之内務省指令ニ親族協謀ヲ要スト
レトシ、年徳悞懸向、對之内務省指令ニ
協謀ヲ要セトレトシ、十五年山形縣向、對
ニ司法省指令ニ協謀ヲ要セトアリ、何レノ
御指令ニ據リ、兩取可然哉、何レ對レ

扶養親老會

山形縣向、對ニ十五年十月十九日當省
指令、通心賜へレ(五ニアリ)

但本件、當省主官ニ付指令ス

司法大臣

別紙全澤地方裁判所検査正上申ノ件ニ
後見人々權定四縣點ニテ方法及負權限等
ノ規定スル法律トキ、依リ權ニ弊官マシム
ト且長、大森山地方裁判所検査正上申ノ規
定ノ後見人及後見監督人等、開及親命
ヲ委施セラルルカ若クハ特別法トシテ之ヲ區
分シテ制定アラタレト云フコトアリ

依テ之ヲ案スルニ、後見人ノ權限及負監督等

「南」法律ナキハテ種々弊害アルニ付キ
版ノ民法ノ制定ヨリ而シテ其實施施ハ迄期ヒ
ラレテト多ク他日修訂ノ上實施シ要ス場
合ニ依リ實施施セラルヘキ事ニ付テ今日後見
人ノ開ス場合ノニ特別法ニ依リ制定セラル
ニ付テナルヘシト思ス

右件電覽 (所人ヨリ傳セシカキ事)

四月廿七日 東京 家務中ノ後母ヨリ後見人トシ
テ件ノ認許ニハカサカシク難ト心得ヘシ

四月廿八日 東京 後見人ニ於テ彼後見人トシ
テ差支トアリ得ニ親臨協議出願ノ上事

四月廿九日 東京 後見人トシテ親臨協議出願ノ上事
情色ヨリ得カンモノニ依リ認許告シカラス

四月廿九日 青川 後見人トシテ親臨協議出願ノ上事
ハレ

九月廿七日 東京 後見人トシテ親臨協議出願ノ上事
ハレ

一月十七日 長崎縣知事ノ民刑分長ヨリ回答
切テ至後見人ノ議ハ見親戚ノ親シ擬定スル

ト當然ノ處村長ヨリ再三説クカレシト親戚
ニ於テ擬定ノ書ニセカントキハ村長ヲシテ相

當人トシテ擬定ヤシメ可然哉ト、照會ニ付
シ貴見ノ趣ナリ

二月十六日 東京 丁年ハトシテ入官昭徳血病ニ罹リ
事理々鮮明セシムルニ付後見人ノ付セシト云

トテリ昭徳ノ澄明アルトキハ前例ニ準シ
後見ノ兼任シ可然哉ノ旨ニ對シ付返ナリ

三十七年
五月十一

五十七

四十九

四十八

四十七

三十七

四月日無徳島 後見 解読、扁出ナキニ戸一丁

一年、達シタ目、ハナ自熱當初後見 扁出

ノ紋力一内藏シタ目見做シ後見、澄明

ノ所村長ヨリ與ツル限ニ無ニ一裁ト存矣

俾号爲念何クナリ對シ何ノ趣リ

月日無ニ京都ニ入官、後見人ハ此際惣一人ニ

致シシクシ御中向、趣リ

親睦達書ヲ以テ後見ヲ扁出ワントキハ後見

人、読者ノ以撥ニ當智ヲ同クスニ所村長一有

致ニ且扁書ヲ交還スレ

一月日無ニ發山 伯叔母又ニ婚ハ後見人ト爲ルヲ

トヲ得ス

大審院判決例

十四年八月十九日言渡

親屬跡縁ノ上正當ニ信シタ後見人トシテ之ニ與ラ

カニ尊屬親、於テ撰リ、且治ヲ解ラシムル得

ス

後見撥任ハ後四年間其職ヲ行ク一人ノ累

縁夫ノキハ經久ニ迷魂ノ證トスニ足リ

後見人カ親屬ニ謀ラス即去ノ不勸摩ラ其見

拂フクナトニテフンニシテ未ク其本分ヲ欠キク

ハナシタリ得ス

十二年五月三日言渡

未丁年志英幼ノ兩婿ニ偲ハキ中智ヲ其本柄

ニ就テ判断ス而シテ且幼時健全ノ所爲ト

認め難く是に之り而傍より誤

縁入定まり久後見人十時其父若くは母は月
かう之より後見人、信入りたり即ち之を為す身
柄権有り

即ち若くは之、作價不相當たる土地、賣買の
適法たるは後見、但し其是買取者より求む
時、買主之より拒り得ん

明治三十二年十月三十一日言渡
即ち及後見人連仰、約定書は買相續権を奪
つて居り

後見人若くは法律上他人の臨終即ち、身体財産
の保護を以てし其相續権を失却せしむ
る處分は得ん

法典編會

十五年二月八日言渡
本分家、関係、後見、一難習り生る

即ち若くは其は、無効なり
即令日後居子に離別を以相續権論中
尚居子に於ては、後見権の中心、後見
人の其権利の行使は得ん

十九年十月二二日
即ち後見人、権利義務の付下り約定法より
得るは各種法之に因り、慣行あり一定

一着るは、その中に一、其業之費、就ち別別
セザルハ、ある

十九年と月十九日
後見人、関係する業務の負擔せしむ後見

二十三年三月三十日

幼者ノ為ニ後見人ノ為ニタル契約ハ有效ナ

リ
幼者カ自ラ為ニタル契約ハ無效ナリ

二十二年五月二十二日

父ハ子ニ對シ自然ノ後見人ナリトセハ道理

ナルヲ以テ父カ後見人ノ名義ヲ以テ子ノ為

メニ取テニタルハ濫用ニ出タルモノト云フ

ヲ得ス

父ハ後見人トモテ特ニ公然ノ届出ヲ要セス

凡ソ取テノ取テニ關係ニタルモノハ後見人

ナルヤ否其爭ヲ判決セサルモノハ要點ヲ

法典調査會

判セサルノ不法アル裁判ナリトス

二十二年十一月六日

後見人ノ所為ハ不平ノ証據ナキ限りハ被後

見人ニ對シ有效ナリトス

後見人ノ所為ヲ非認スルモノハ其無效ナル

立証ヲ為スノ責任アリ

二十三年九月十四日

後見人ノ行為ト雖モ後見人カ無能力ナリト

ノ証明アルトキハ其行為ヲ無效ナリトスル

ヲ得

二十四年十二月十一日

吾國ニ於テ婦女ノ後見人タルコトヲ禁スル

慣習ナシ

二十四年十一月十一日

現時後見人ニ委任セタル者ハ必ス先ツ被後見人ノ財産目録ヲ調査スルニ非カレハ其職務ヲ執行スルゴト能ハストノ成規ナキモノトス

二十三年十月二十日

人カ丁年以上ナルトキハ通帝已ニ後見ヲ免レ自己ニ該該能カラ有スルモノナレハ特ニ後見ヲ要スヘキ正当ノ理由ナキ限りハ假令一家ノ都合ニ依リ親屬協議上且村役場ニ届濟シ後見ヲ付セアルモ之ヲ以テ法律上後見人トシテ之ヲ詔諾セサル輩三者ニ對シ当然其效ヲ及ホスヲ得ス

法典細則

二十四年十二月八日

後見人ナキ未丁年者ハ必ス丁年者ト同シク推義務ヲ行フエトヲ得ヘキモノト云フヲ得ヌ

我國ニ於テハ未丁年者ハ必ス後見人ヲ設ケ

二十五年^月二十二日

吾國ニ於テ平民ニ後見人ヲ置ク規定ナキヲ以テ裁判官々知者智識ノ程度ト其家ノ事情トヲ審査シテ後見人ヲ設クルノ必要ナコトノ判決ヲ爲シ得ヘシ

二十五年二月八日

父ノ死之後其子幼年ナルトキハ遺跡相續又

二十六年三月七日

ハ後見人選定等ノ場合ニ母ノ承諾ヲ必要トス

公正証書ニヨリ指定セラレタル死後ノ後見人ハ法律上有效ナリトス

二十

二十六年三月十一日

後見人ハ所謂法律上代理人ニシテ其權限ニ付キ未タ法律ノ規定ナキ限リハ幼者ノ為メニ貸借ヲ為スノ權アルモノト見サルヘカラス
後見人カ為セシ貸借ノ果ニテ幼者ノ為メニ必要ナリヤ否ハ幼者ト後見人間ノ關係ニ於ケル責任如何ヲ判定スルノ憑據タルヘキニ債主ニ對シテハ幼者ニ必要ナレトノ事實ヲ以テ對抗スルヲ得マ

法典編

二十六年十二月十六日

人ハ丁年ニ達マレトキハ當然能力者ト為リ從テ自ラ有效ノ權利行為ヲ為シ得ヘキコトハ普通ノ規則ナルヲ以テ幼者ノ為メニ設ケタル後見ハ其幼者丁年ニ達スルトキハ當然解除セラレハモノナリトス

三

二十六年七月六日

後見人トシテ届出アルモ無効ナリニ後見人ヨリ被後見人ノ所有地ヲ買取ルモ有效ナル賣買取ニスルモノニ非サルヲ以テ其買得者ノ善意ナリシト否トニ關セズ更ニ其買得者ヨリ善意ヲ以テ轉買シタルモノハ轉買地

ノ追奪ヲ免レヌ

他家ヲ相續シタル子ノ父ハ其子ノ後見人ト
為リタル時ニ於テ通常ノ後見人ト^モ毫々^モ權限
上ニ^モ異ナシ

被後見人所有ノ不動産ノ如キ貴重ナル財産
人至ニ之ヲ處分スヘキ權利ナキヲ以テ必ズ

親族協議ヲ經サレハカラヌ之ヲ經スニテ後
見人ノ為シタル一巳ノ賣買ハ當然無效ニ屬

スヘキコトハ裁判上已ニ公認セラレタル例
ニシテ條理上モ亦當サニ然ルヘキ處ナリ

後見届ノ未タ取消ナレサル間ニ其後見届ヲ
信用シ後見人ト為シタル賣買ト雖モ其後ニ

至リ後見人タル資格ナカリシモノト決定セ
ラレタルトキハ其賣買ノ全然無効ニ屬ス

二十三

二十六年十月六日

親族會ニ於テ撰定セラレタル後見人ハ其權
利ヲ實行シ且幼者ヲ保護スルニ當リ妨害
ヲ受ケタルトキハ其妨害者ニ對シ妨害ヲ
除去スル為メ起訴シ得ヘキハ勿論ナリ

二十四

二十六年十月十六日

賣母カ幼者ノ財産管理人タリシ時ニ^モ匿偽ノ
負債ヲ作り為メニ幼者ヲシテ身代限ヲ為サ
シメ幼者ノ地所ヲ賣却シ又ハ匿偽ノ債權ヲ
作り他人ニ讓渡シタル等ノ事實アルヨリニ
テ更ニ後見人ヲ撰定セシヲ至當ト認メテ裁
判シタルニ對シ普通ノ親權ヲ論シテ後見人

、撰定ヲ非議スルコトヲ得ス

二十八年六月十日

尊屬親ト雖モ後見人ノ職務執行ヲ妨礙スル

コトヲ得ズ

三六

二十八年六月十五日

親權ヲ有スル者ハ不審ナル後見人ノ職務實質
行ヲ隨意ニ拒絶スルコトヲ得ルモノトス

一月十八日

後見人ノ付マアル以上ハ被後見人タル未成年
者ノ結ヒタル契約ハ無効ナリ

一月二十七日

幼者ノ最近親族ハ幼者ノ財産權上ニ關係ヲ
有セサルモノト雖モ後見人ノ幼者ニ對スル

扶養關係

詐言行為ニ付テハ資格上之ヲ救済ヲ求ムル
訴權ヲ有スルモノトス

三九

三月七日

公正ノ証書ヲ以テ証明シタル後見人ハ法律
上有効認ム可キモノナリ

四十

十月六日

親族會ニ於テ撰定サレタル後見人カ幼者ヲ
保護スルニ當リ妨害ヲ受ケルコトアレハ妨
害者ニ對シ妨害ヲ除去スル為メ起訴シ得ル
ハ論ヲ俟タズ其資格ニ付キ第ニナケレハ裁
判所ニ於テ職權ヲ以テ之ヲ調査スルハキモノ
ニアラザレハ其資格ニ對シ不服ヲ唱フルコ
トヲ得ズ

九月二十日

未成年者ノ後見ハ未成年者ヲ成年ニ達スル
ト同時ニ終リシ後見人ハ其資格ナク随テ被
後見者ヲ代表スル所ノ訴訟能力ヲ有セサル
コト論ヲ俟タズ

十二月十九日

父母ハ其子ノ後見人ヲ選定スルノ權アルヲ
以テ母カ其女ノ後見人ヲ選定スルニ當リ親
權ノ協議ヲ經サリコトヲ無效トスルヲ得ス
而シテ後見人ハ他人ヲミテ平常ノ雜務ヲ代
理セシムルコトヲ得

二十八日 九月十四日

後見制度ニ關スル法律未ダ實施セラレサル
ニ由リ後見人カ被後見人ノ財産中ノ或ル一
部ヲ管理セム者ト認ムルモ不法ニアラス

二十八年九月三十日

後見人トキ幼者ニテ主タル祖父ト家族タル
父アリテ共ニ同居スル場合ニハ其父母ヲ以
テ幼者保護ノ自然代理人ト爲スヘキモノニ
シテ主ヲ以テ該代理人ト爲スノ慣例トキ
モノトス

終